

運 営 規 程

社会福祉法人 P. P. P.

P. P. P. ヒマワリ! 福田

社会福祉法人 P. P. P.
P. P. P. ヒマワリ! 福田
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 P. P. P. (以下「事業者」という。)が設置するP. P. P. ヒマワリ! 福田 (以下「事業所」という。)において実施する指定通所支援の放課後等デイサービス (以下「指定放課後等デイサービス」という。)に係る事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及びその障害児に係る通所給付決定保護者 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者 (以下「障害児等」という。)の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業所の職員は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年岡山県条例第49号)に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 P. P. P. ヒマワリ! 福田

二 所在地 倉敷市福田町福田2122-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1人 (常勤職員)

管理者は、事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 児童発達支援管理責任者 1人（常勤職員）
児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の職員に対する技術指導及び助言を行う。
- 三 児童指導員又は保育士 2人以上（うち常勤職員 1人以上）
児童指導員又は保育士は、放課後等デイサービス計画に基づき障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日
月曜日・火曜日・木曜日・土曜日とする。
ただし、事業所が設定する休業日（年末年始、お盆休み、臨時休業等）を除く。
- 二 営業時間
第1単位：月・火・木曜日 午後3時00分から午後7時00分までとする。
第2単位：土曜日 午前9時30分から午後3時30分までとする。
第3単位：長期休暇時は午後1時00分から午後7時00分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所において提供する指定放課後等デイサービスの利用定員は、10人とする。
単位ごとの利用定員は、各単位10人とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業所において提供する指定放課後等デイサービスの主たる対象者は重症心身障害児を除く小・中・高生とする。

（指定放課後等デイサービスの内容）

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 日常生活における基本的動作の訓練
- 二 集団生活適応訓練
- 三 創作的な活動の指導
- 四 給食の指導
- 五 障害児の自宅又は学校と事業所間の送迎

（利用者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 1 事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。
2 事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

- 3 事業者は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ア 昼食代 1食555円（食事サービスを取り消される場合で、利用予定日の3日前までに当事業所に申し出のない場合は、キャンセル料を徴収する場合がある。）
 - イ 調理実習等に要する材料代 実費相当額
 - ウ おやつ代 1回50円
 - エ 複写物の交付 1枚10円（白黒）
 - オ 在籍（園）等証明書 1部100円
 - カ その他、利用者からの依頼に基づき提供するオプションサービスに要する費用・実費
- 4 事業者は、前三項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、倉敷市全域とする。

- 2 希望者には送迎サービスを実施するが、原則片道30分以内を範囲の上限とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 障害児等は、指定放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 事業所の利用は、指定放課後等デイサービスの通所給付決定に基づき、利用者事業者との契約によるものとする。
- （2） 利用者は、この規程に定めるもののほか、事業者が定める規則を遵守するものとする。
- （3） 障害児等が故意又は過失によって、事業所や個人の財物を毀損又は亡失した場合、利用者は損害を賠償するものとする。ただし、事業者は事情により、その賠償を減免することができるものとする。
- （4） 前三号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 職員は、現にサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第13条 事業者は、事業所において提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は利用者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付

けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業所において提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により岡山県知事又は市町村長（以下、この項及び次項において「岡山県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は利用者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して岡山県知事等が行う調査に協力するとともに、岡山県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、岡山県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を岡山県知事等に報告するものとする。
- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第14条 事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を行うものとする。
 - 3 事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第15条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において避難、救出その他の必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うものとする。
 - 3 事業者は、非常災害時における障害児等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
 - 4 事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

（個人情報の保護）

- 第16条 事業所は、その業務上知り得た障害児又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 3 事業者は、職員が、職員でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、障害児又はその家族から当該障害児に係る指定放課後等デイサービスの提供に関する記録の開示を求められた場合は、当該障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示する。

（虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項）

- 第17条 事業者は、障害児に対する虐待の防止さらには虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 一 虐待の防止、早期発見・早期対応に関する責任者の設置
 - 二 苦情解決体制の整備
 - 三 職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
 - 四 虐待を受けたと思われる障害児等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査への協力

（その他運営に関する重要事項）

- 第18条 事業者は、事業所において適切な指定放課後等デイサービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るため次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 一 提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録
 - 二 放課後等デイサービス計画
 - 三 市町村への通知に係る記録
 - 四 身体拘束等の記録
 - 五 苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第19条 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。但し、法令等の改正による運営規程の変更について適宜理事会に諮ることが困難な場合、語句の訂正及び加筆等の簡易な場合に限り、直近の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から改正・施行する。

この規程は、平成25年11月1日から改正・施行する。

この規程は、平成28年4月1日から改正・施行する。

この規程は、平成29年9月1日から改正・施行する。

この規程は、平成29年11月1日から改正・施行する。

この規程は、平成30年1月1日から改正・施行する。